

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から7年3月まで

ねんきん特別便が来て、申立期間が未納であることが分かった。短大を卒業してフリーターをしていたので、国民年金に加入しようとA市役所で手続を行った際に学生でも国民年金に加入しなければならないと言われ、平成6年から8年までの国民年金保険料を納付した。保険料は母に立て替えてもらい、母がまとめて納付してくれた。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年4月8日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この時点で申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、B年金事務所は、「申立期間当時は過年度で納付できる期間が判明すれば郵送で納付書を送付していた。」と回答していることから、申立人に対して過年度保険料の納付書が発行されていたと推認できる。

さらに、申立期間は10か月と短期間である上、申立期間以外に未納期間は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われており、納付意識の高さがうかがえる。また、実際に申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していた申立人の母親は、自身の国民年金保険料を過年度納付しており、過年度納付制度、納付方法を理解していたことがうかがえることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和47年3月31日付けで、A社C支店への転勤辞令を受けた。勤務地は変更になったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間は無いはずである。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している社員台帳、D健康保険組合の加入記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年3月31日にA社E支店からA社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良厚生年金 事案 1084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで
昭和63年3月にA社に入社し、後に移籍したB社を平成5年2月に退職するまで継続して勤務していた。
厚生年金保険の被保険者記録が1か月無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社及びその関連事業所であるB社に継続して勤務し（平成4年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年5月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年4月まで

私の年金記録を確認すると、申立期間が未納となっているので、私の国民年金に係る手続や保険料を納付してくれた母に確認したところ、平成10年4月頃に銀行で1年分を納付したとのことだった。

今回の申立てでは、平成9年4月から10年4月までの13か月間を申立期間としたが、少なくとも9年4月から10年3月までの期間については納付しているはずなので、未納となっているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていた申立人の母親は、「娘の父親名義の預金通帳で平成10年4月15日に大金されている15万円が国民年金保険料である。」と述べているところ、申立期間のうち、9年4月から10年3月までの保険料額とはおおむね合致しているものの、この出金額が国民年金保険料であると推認できる周辺事情は認められず、ほかに納付をうかがわせる事情が見当たらない。

また、申立人の母親は、「娘は、申立期間当時に国民健康保険へ加入していないから、国民健康保険税も納付したことがない。」と述べているところ、申立人は申立期間と同じ期間、A市において国民健康保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、上述の出金額は国民健康保険税である可能性も否定できない。

さらに、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、特に保険料収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られており、申立期間の納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年3月まで

年金事務所で年金記録を調べてもらい、未納期間があることが分かった。平成4年4月に加入手続をしたが、当時は無収入だったので国民年金保険料は納付せず、9年に就職した後、A町役場にて分割で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「平成4年4月頃国民年金の加入手続をした。」と述べているが、申立人が所持している1冊目の年金手帳からは国民年金に加入した形跡はうかがえず、申立人の基礎年金番号が平成9年4月22日に申立人の厚生年金保険記号番号で付番されていることから、基礎年金番号付番時点では申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、平成4年1月から国民年金手帳記号番号払出最終日である7年11月17日までの国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は「申立期間の国民年金保険料は平成9年4月以降に遡って納付した。」と述べているが、平成9年1月から11年6月までの期間に係る領収済通知書を縦覧調査するも、申立人のものと思われる領収済通知書は確認できなかった。

加えて、申立期間の一部は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、特に保険料収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られてお

り、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 50 年 3 月まで

私は、亡くなった父親から、国民年金保険料が未納であったため、20 歳からの未納期間の保険料について、同様に 20 歳から未納期間があった妻の保険料と併せて、一括して納付したと聞いている。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は申立人に対して昭和 51 年 10 月 20 日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、A 市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の強制加入被保険者として同年 9 月 17 日に届出されていることが確認できることから、申立人は同日に国民年金に加入したものと推認され、また、申立人が現在所持している年金手帳、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも 50 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

また、申立人は、申立期間は大学生であるため、国民年金の被保険者資格が任意加入被保険者となることから、制度上、遡って当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の直後である昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料を同年 10 月 31 日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、上述のとおり、申立期間は大学生であり、任意加入期間となり、制度上、遡って国民年金に

加入し、保険料を納付することができないため、国民年金手帳記号番号の払出しの時点で、遡って国民年金被保険者資格を取得することが可能な 50 年 4 月 1 日まで遡って資格取得し、過年度納付が可能である同年 4 月の保険料から納付を開始したと考えるのが相当である。また、オンライン記録によると、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の妹についても、48 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年 7 月からの保険料納付が確認できることから、短大生であった 47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間は任意加入期間となり、遡って国民年金に加入できないため、未加入と記録されており、申立人と同様に、国民年金手帳記号番号の払出しの時点で、遡って国民年金被保険者資格を取得することが可能な卒業後の同年 4 月 1 日に資格取得し、過年度納付が可能である 49 年 7 月の保険料から納付を開始したと考えるのが相当である。したがって、申立人は、「20 歳からの未納分の国民年金保険料を夫婦二人分について、一括納付したことを父親から聞いた。」と主張しているが、申立人の父親は、51 年 9 月 17 日に申立人及びその妹について、国民年金の加入手続を行い、過年度納付が可能であった期間の保険料を一括して納付したと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を一括納付してくれたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1057

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年6月まで
婚姻前の国民年金の加入手続及び保険料の納付については、父に一任していたが、昭和48年3月に結婚したのを契機に自分で保険料を納付するようになった。店の売上金と一緒に銀行員に国民年金保険料を毎月預けていた。保険料は一月9,800円ぐらいだったと記憶している。遅れて納付することはあったが、全て納付していると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月に結婚したのを契機に自分で国民年金保険料を納付するようになり、店の売上金とともに銀行員に保険料を毎月預けていたと主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は、申立期間直後の50年7月から52年3月までの保険料を納付期限近くの52年9月に一括して過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができなかった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は一月9,800円ぐらいだったと主張しているが、申立期間の実際の保険料は900円から1,100円であることから、申立人の主張と大きく乖離している。

さらに、昭和53年7月から55年6月までの期間において実施された第三回特例納付により申立期間の保険料を納付することは可能であったが、申立人が当該特例納付により保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成元年4月まで
国民年金保険料の納付については記憶が不明瞭であるが、加入記録があるとと思われるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるが国民年金の加入手続をしていると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時、国民年金に加入した場合に払い出されていた国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出された形跡が見当たらない上、ほかに国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法等について記憶が曖昧である上、申立期間のうち昭和37年5月から同年11月までの期間及び43年4月から44年9月までの期間については厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月24日から21年6月1日まで
昭和19年から23年までA社(昭和22年5月3日に、B社に名称変更)に勤務し、途中退職した覚えはないにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、加入記録が確認できない20年8月15日の終戦の日に、一人だけおられた上司と天皇陛下の玉音放送を聞いたことをはっきり覚えている。

申立期間当時、A社C出張所で勤務していたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が終戦の日にA社C出張所で玉音放送を聞いたという記憶及びC出張所があったとされる酒店関係者の証言から判断すると、申立人がC出張所に勤務していたことはうかがえるものの、申立人は、申立期間の一部について、体調不良のため自宅療養した期間もあるとしており、A社C出張所での勤務期間を特定することができない。

また、申立人は、自宅療養はしたが退職はしていないとしているが、A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は「昭和20年4月24日」、備考欄には「退社」と記載されていることが確認できるほか、自宅療養を終えて職場に復帰した時期及び自宅療養中の給与の支払いについての記憶が曖昧である。

一方、申立期間当時、A社C出張所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できないところ、上司と思われる者には、A社D支部の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録を確認できる。そこで同名簿を調査した結果、申立人のA社D支部における被保険者資格の

取得日は、昭和 21 年 7 月 1 日とされており、申立期間に係る同名簿に申立人の氏名は見当たらなかった。

また、B社本社及びE支社では、申立期間当時の資料が残されていない上、前述の上司と思われる者は高齢で連絡先が不明であり、申立人の申立期間における勤務状況及び保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社B本社に勤務していた。申立期間の給与についても、B本社から支払われており、給与の支給額等にも変化はなかった。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額は、その前後の期間の標準報酬月額と比べて大幅に引き下げられ、2万円と記録されている。

昭和 38 年 10 月の標準報酬月額 2 万 6,000 円及び 39 年 4 月の標準報酬月額 2 万 8,000 円を考慮していただき、申立期間の標準報酬月額については、2 万 6,000 円とするのが妥当であると考えるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、申立期間前後の期間の標準報酬月額と比べて大幅に引き下げられたと申し立てている。

しかしながら、同社の事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時に同社における標準報酬月額が低下している者は、申立人を含め3人おり、申立人の標準報酬月額のみが低下している状況ではなかったことが確認できる。

また、同社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額については、昭和 37 年 10 月の算定時にも、2 万 4,000 円から 2 万 2,000 円に低下しており、申立期間についてのみ標準報酬月額が低下している状況ではない上、申立人が記憶している同社で申立人と同時期に資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額の推移を見ても、申立人の申立期間の標準報酬月額が著しく低額であるとはいえないことがうかがえる。

さらに、同社の事業所別被保険者名簿により確認できる申立期間の標準報

酬月額（2万円）は、オンライン記録とも一致しており、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

加えて、同社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保有しておらず、同僚等からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 5 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間について、A職として勤務した。その際の辞令書を提出するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令書及びB事業所から提出のあった申立人に係る履歴書により、申立人が申立期間においてA職として勤務していたことは確認できる。

しかし、B事業所から提出のあった申立人に係る社会保険加入期間証明書を見ると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。B事業所では、「A職については厚生年金保険法を適用しており、申立人については、厚生年金保険の除外要件に当たる2か月以内の期間を定めて使用される者に該当するため、申立期間について、被保険者資格取得手続は行っていない。」としている。

また、B事業所は、申立人は厚生年金保険の被保険者となっていないため、給与から保険料を控除することはないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の期間の標準報酬月額が、前後の期間と比べて低額となっている。

基本給等総支給額は、現状維持はあっても下がることはなかったので納得できない。申立期間②については当時の給与明細書を提出するので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険管理台帳において、標準報酬月額は 19 万円と記録されており、当該額はオンライン記録と一致する。

また、同社は、申立期間①の標準報酬月額が前後の期間と比べて低額となっていることについて、「昭和 57 年 10 月の定時決定の際に標準報酬月額が下がっていることから、おそらくその頃に残業が減った等の理由で総支給額が下がり、標準報酬月額が改定された可能性が考えられ、オンライン記録と当社が作成した厚生年金保険管理台帳の標準報酬月額とが一致しているのであれば、それに応じた保険料を控除しており、申立人の標準報酬月額は間違っていないと思う。」と述べている。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持する同社に係る申立期間②の給与明細書に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額及び当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と全て一致していることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんを行わない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は認められず、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1085

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から平成12年1月12日まで
A社に勤務していた期間の給与は、月給（手取り）50万円であったにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額は低く記録されている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚が、申立人の申立期間の報酬月額について月給（手取り）50万円であったと証言している。

しかしながら、申立期間について、事業主は、申立人に月額50万円の給与を支払っていたが、社会保険事務所（当時）に対し、支給額よりも低額の報酬月額の届出を行い、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を全額会社が負担していたと述べている。

また、事業主及び申立期間当時の事業所の顧問税理士は、賃金台帳等申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は残っていないと述べており、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月頃から 55 年 3 月頃まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の A 社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。勤務していたことは確かなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に経理担当者として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないと申し立てている。

しかし、A 社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人から名前の挙がった事業主は、申立期間に A 社ではなく、B 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、B 社の商業登記簿謄本に登録されている取締役が、「申立人は B 社に経理担当者として勤務していた。B 社は喫茶店も経営していた事業所であり、A 社という事業所は聞いたことがない。」と証言しており、申立人が記憶している勤務していた事業所が経営していた喫茶店名と上記取締役が証言した喫茶店名が一致することなどから、申立人は申立期間において B 社に勤務していたことがうかがえる。

このことから、申立人の B 社における厚生年金保険の適用についても調査を行ったが、B 社の商業登記簿謄本により、B 社は昭和 53 年 8 月に所在地を移転していることが確認でき、申立人は同年 1 月頃から勤務したとしているものの、B 社の移転前の所在地に勤務したことは無いと供述している上、B 社は 54 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、上記取

締役は、「申立人が正社員であったかパート労働者であったか不明である。」と証言していることから、申立人の勤務期間の特定及び勤務形態を確認することができなかった。

また、申立人は、「勤務していた事業所で給与計算業務を行っていたが、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかの記憶は無く、社会保険事務所から社会保険料が請求されていたかどうか不明である。」と供述している上、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1087 (事案 869 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 1 日から 48 年 9 月 26 日まで
前回の申立ては認められなかったが、新たな資料として、A社(現在は、B社)を退職した昭和 48 年の給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書及びA社を退職後に勤務したC社の給料計算書が見付かった。二つの書類を基に計算すると、A社に勤務していた時の給料が算出されたことから再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届に記載されている標準報酬月額は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録と一致していること、ii) 申立人と同期入社した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらないこと、iii) 申立人の申立期間の一部期間に係る標準報酬月額は当時の厚生年金保険標準報酬月額等級表の最高等級であることなどから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、昭和 48 年 9 月にA社を退職した際の給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書などを提出し、再申立てを行っている。

しかし、申立人から提出された上記給与所得者異動届出書は「控除社会保険料控除額」欄の部分が切り取られている。このことについて、申立人は、「なぜ欠損しているか不明だが、破損していたので切り取ったと思う。」と

供述しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない。

また、申立人は、「C社の給料計算書（昭和 49 年 4 月分）の所得税額から税率を計算し、A社を退職した時の給与所得者異動届出書に記載されている徴収済税額（住民税）に当てはめて、当時のA社における給料額を算出した。」と供述しているが、申立人が計算した算出額から、厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

これらを総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月1日から38年9月1日まで
② 昭和38年9月1日から53年8月31日まで
③ 平成5年9月2日から10年8月6日まで

申立期間①について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、記録されている標準報酬月額が、自分が受け取っていた給与額に比べて低すぎる。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、複数の同僚に照会したが、当該事業所に勤務していた際に給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無いとしている上、同僚にも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、事業主は既に死亡しているため、当該事業所の厚生年金保険の適用、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、帝国銀行会社要録において、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚

の氏名の記載があるD社という事業所が確認できることから、当該事業所についても調査したが、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、法務局に商業登記の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B社の同僚は、「給与は基本給と歩合給を合わせて支払われていた。歩合給の算出方法から考えると、届け出されている記録を上回る給与を受け取っていたはずである。給与額は毎月大きく変動していたので、基本給のみを報酬月額として届け出たのではないか。」と証言している。また、別の同僚は、「事業主と従業員の保険料負担が軽くなるように、報酬月額を低く届け出ていたように思う。」と証言している。

しかし、当該事業所は昭和 55 年 7 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料を確認することができない。

申立期間③について、C社の同僚は、「私は1級建築士の資格を所持していたので月 50 万円の給与を受け取っていた。しかし、私の厚生年金保険の標準報酬月額は給与の手取り額より低く記録されている。事業主が報酬月額を低く届け出たのではないかと思う。申立人も資格を所持していたので月 40 万円ぐらいの給与を受け取っていたと思う。」と証言している。

しかし、当該事業所は平成 13 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料を確認することができない。

このほか、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年頃から平成11年頃まで
万博の頃、知人に誘われ、A社に勤務した。その後、B社で働くようになった。B社の給与支払明細書が残っているので、同事業所に勤務していたことは間違いない。申立期間の厚生年金保険の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社について、申立人は、同事業所に勤務することになった経緯、同事業所の代表者の氏名及び業務内容等を記憶している。

しかしながら、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、申立人が記憶している同事業所の代表者に係る厚生年金保険の加入記録も見当たらない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立人が記憶している同事業所の代表者も所在不明であるため、同事業所における申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

B社について、申立人が所持していた給与支払明細書及び同社からの回答書により、申立人は、昭和46年11月から平成11年3月25日までの期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が所持していた昭和46年11月から平成9年11月までの期間のうち一部期間の給与支払明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、同社は平成2年7月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同社では、「厚生年金保険の適用事業所になった2年7月1日に被保険者資格を取得している者は当時の役員のみである。7年9月1日から従業員を厚生年金保険に加入さ

せるようになったが、その時点で既に 65 歳を過ぎていた申立人は、厚生年金保険の加入対象者とならなかったため、厚生年金保険に加入できなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月頃から 59 年 5 月頃まで

私は、昭和 58 年 5 月頃に A 社に就職した際、B 氏から引継ぎを受け、また、私が退職する際は、C 氏に引継ぎをした。両人の厚生年金保険の記録はあると聞いている上、在職中に健康保険証を使用して診察を受けた記憶があることから、申立期間について、健康保険と厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している A 社の前任者及び後任者の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A 社から健康保険証を交付され、それを使用し病院で診察を受けたと主張しているが、申立人の父親に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時、申立人は父親の被扶養者であることが確認できることから、申立人が使用した被保険者証は父親のものであると考えられる。

また、A 社は、申立期間当時のことは不明としており、当時の給与・社会保険担当者は死亡しているため証言を得ることができず、申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

ねんきん特別便を見ると、A社の勤務期間のうち平成 13 年 9 月 21 日から 16 年 12 月 20 日までのB社へ海外出向をしていた申立期間の標準報酬月額が、その前後の期間の 41 万円から 28 万円に下がっている。出向期間中の給与は国内給与 28 万円、海外給与 12 万円の計 40 万円であった。本社総務課長に確認すると、申立期間について、国内給与のみで標準報酬月額を算定し社会保険事務所（当時）に提出していたことを認めてくれた。海外給与との合計額を標準報酬月額とする記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合の記録における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している上、A社から提出のあった賃金台帳によると、オンライン記録どおり、標準報酬月額 28 万円に基づく保険料控除額が確認できる。

また、上記賃金台帳から申立人の申立期間における給与支給額は、A社から 28 万円であることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった辞令簿から、申立人が平成 13 年 9 月 21 日に海外出向していることが確認でき、当該海外出向に伴い同年 10 月度から報酬月額が 40 万円から 28 万円に変更されたため、14 年 1 月から月額変更届により標準報酬月額が 28 万円に随時改定されたものと考えられる。

加えて、一緒に出向した同僚の記録を含め、申立期間の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 31 日から 45 年 10 月 16 日まで

私は、A社に入社した後、B市のC社に転勤し、申立期間についてC社に勤務していた。転勤先のC社の従業員は、パートを含め約5人でD製品の販売をしていた。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社の社是を所持しており、同社の代表取締役等の氏名、所在地及び業務内容等を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、C社の代表取締役の妻は「C社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、C社は既に解散しており、代表取締役も死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から 9 年 6 月 1 日まで
私は、A社での勤務期間について、ずっと 41 万円余りの給与をもらっていたのに、標準報酬月額の記録は、平成 5 年 3 月から大幅に引き下げられている。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社は、亡くなった夫が事業主を務め、給与や社会保険については、夫と税理士に任せていたが、私の給与額が変わったことはなかった。」と述べている。

しかしながら、申立人は給与明細書等を所持しておらず、また、A社は既に平成 9 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後解散していることから、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が申立期間の給与から控除されていたことを示す関連資料は見当たらない。

また、A社において、給与及び社会保険事務を行っていたとする申立人の夫と税理士については、夫は既に死亡しており、当該税理士は連絡先が不明のため、申立期間に係る申立人の標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

さらに、オンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。